

■【トピックス】
ポケモンGO！



日本でもポケモンGOがリリースされ1ヶ月以上が過ぎました一時の騒ぎも収まった感があります。しかし、ポケモンのよく出る公園などでは、今でもポケモン・トレーナーの姿をよく見ます。どちらかというとも中年層が多いように感じます。

ポケモンGOをしながらの運転による死亡事故なども報道されていますので注意も必要ですが、これでビジネスの形が変わりそうな予感があります。ネット×GPS×ARの新時代が来そうですね。

■【ビジネス・アイ】
相続税の非課税財産！

社長 「あいかわらず、相続税対策のためのアパート経営をしませんかという営業が多くて困っているよ」

花野 「そうですね。不動産経営はよく分かっていない人がやるにはリスクの高いビジネスですね。初期投資に多額の資金が必要ですからね」

社長 「そうだよね。でもそろそろ相続税対策も考えていきたいと思うんだよね。まず、簡単にできる対策はないかなあ？」

花野 「それならお墓を用意されてはどうですか？」

社長 「え？ どうしてお墓が相続税対策になるの」

花野 「現金で残すと相続税の課税対象になりますが、相続税の非課税財産であるお墓に換えて残すと、お墓には相続税が掛からないからなんですよ」

社長 「そうなんだ。でもうちの場合は先祖代々のお墓があるから、お墓はいらないな。お墓以外でほかに非課税になるものはないの？」

花野 「お墓以外でも仏壇や仏具、神棚などいつも礼拝しているものならOKですよ」

社長 「それなら仏壇の買い替えを検討してみようかなあ。ちょっと豪華に金とか豪華に使った仏壇を考えてみるよ」

花野 「ただし、骨とう的な価値があるなど投資対象となるものや商品として所有しているものには相続税が課税されますので、くれぐれもご注意くださいね」

■【今月のキーワード】
相続税の非課税財産

相続税は、相続や遺贈により取得した財産（みなし相続財産を含む）に対して課税されます。しかし、公益性や社会政策的な見地あるいは国民感情の面から、一定の種類を非課税財産として課税対象から除いています。具体的に何が非課税財産に当たるかは相続税法などに規定されています。一般になじみがあるものとしては、墓地や墓石、仏壇、仏具、神を祭る道具など日常礼拝しているものがあります。ただし、骨とう的な価値があるものなどは除かれます。

■【今月の1冊】

『言ってはいけない 残酷すぎる真実』

橋 玲 著

新潮新書 ¥780

最近の遺伝学や脳科学の進展には、目を見張るものがあります。これまで良く分からなかった人間行動が解明されつつあります。

しかし、その一方で現代のリベラルな倫理観からは、受け入れ難い不都合な人間行動の真実も徐々に明らかになりつつあります。この本は、そんな「不愉快な真実」を集めた1冊です。ご興味のある方にお勧めです。



■【編集後記】

ポケモンGOを始めました。よくルールも分からないので、今のところポケモンを集めるだけです。ただ、歩いて育てるとタマゴからポケモンが生まれるという機能のお蔭で、もっぱら健康増進も兼ねてよく歩くようになりました（笑）。

『経営のセカンド・オピニオン』vol.115（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2016.10.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>